

## 南三陸町公告

### 南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び南三陸町財務規則（平成17年南三陸町規則第32号）第91条の規定により、公告する。

平成25年12月11日

南三陸町長 佐藤 仁

#### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 平成25年度被災地域農業復興総合支援事業きく生産機械導入業務
- (2) 事業場所 南三陸町戸倉字滝浜地内
- (3) 納入期日 契約日の翌日から平成26年3月20日まで
- (4) 業務概要 農業機械（管理機、動力噴霧機、運搬車）の導入
- (5) 支払条件 完了払い

#### 2 入札参加資格

- (1) 宮城県内に本社、支店、営業所等（支店、営業所等の場合は、本社から委任を受け、南三陸町入札参加者として登録のこと。）のいずれかを有し、南三陸町財務規則の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- (2) 過去2年間に同種業務（農業用機械納入）の実績を2件以上有すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないものであること。
- (4) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。

#### 3 入札手続等

- (1) 入札参加申請書類の交付等

##### ア 交付期間

平成25年12月11日（水）から平成25年12月17日（火）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

##### イ 交付場所

南三陸町産業振興課

- (2) 仕様書等の閲覧

**ア 期 間**

平成25年12月11日（水）から平成25年12月26日（木）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

**イ 場 所**

南三陸町産業振興課

**ウ 質 問**

仕様書等について質問がある場合は、備え付けの質問書に記入し、平成25年12月20日（金）までに南三陸町産業振興課へ提出すること。

**エ 回 答**

平成25年12月25日（水）午前9時から午後5時までの間、閲覧による。

**オ 仕様書等の交付**

貸出しによる。ただし、貸出時間は2時間以内とする。

**(3) 入札執行の日時及び場所**

**ア 日時**

平成26年1月17日（金）午後1時30分

**イ 南三陸町役場大会議室**

**4 入札参加資格の承認申請**

**(1) 申請書類**

入札に参加するものは、次に掲げる書類を正副2部（④を除く。）提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

- ① 制限付き一般競争入札参加申請書
- ② 類似業務の実績調書
- ③ メンテナンス体制証明書
- ④ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒（1通）

**(2) 受付期間及び場所**

**ア 期間**

平成25年12月11日（水）から平成25年12月17日（火）までの午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

**イ 場所**

南三陸町産業振興課

**(3) 入札参加有資格者については、申込みのあった者に参加資格の有無について通知する。**

**(4) 入札参加有資格者と認められなかった者は、その理由について担当課へ書面で問い合わせすることができる。**

## 5 入札方法等

- (1) 電報及びファクシミリその他の電気通信による入札は認めない。
- (2) 入札金額の記載に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の8第3項の規定による再度の入札は、2回に限りこれを行うものとする。

## 6 入札保証金

免除する。

## 7 入札の無効等

- (1) 正当な理由なく所定の時刻までに入札の会場に入れなかった者は、失格とする。
- (2) この公告に示した入札に参加するものに必要な資格のない者又は虚偽の申請を行つた者のした入札並びに南三陸町財務規則の規定に違反した者の入札は、無効とする。
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札は、無効とする。

## 8 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したものうち、最低の価格で入札をした者とする。
- (2) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかつた場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

## 9 契約保証金

落札者は、南三陸町財務規則第105条の規定により、請負金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。

ただし、同規則第106条第1項の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除できるものであること。

## 10 その他

不明な点については、当町担当に照会すること。

南三陸町産業振興課農林業振興係 担当者 降幡

電話：0226-46-1378 (産業振興課直通)

FAX：0226-46-5348